

平成29年4月より

『介護予防・日常生活支援総合事業』 が始まります

団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）にかけて、高齢者の割合が増加していくことが予想されます。そこで、4月から、心身の機能を改善するとともに日常生活での活動量を増やし、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で生活を送れるよう、『介護予防・日常生活支援総合事業』を始めます。

介護予防・生活支援 サービス事業

同サービス事業は、日々の生活の中で、転倒に対する心配、外出や物忘れなどに不安を感じる人に提供するサービスです。

●通所型サービス

デイサービスなどの施設に通い、介護予防の運動やレクリエーションを実施します。

●訪問型サービス

支援員やホームヘルパーなどが住まいを訪問し、買い物や掃除などを代行します。

●介護予防ケアマネジメント

心身や日常生活の状況に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービスの利

用について相談しながら、ケアプランを作成します。

利用対象となる人

●65歳以上の人で要支援1・2の認定を受け、同サービス事業の利用を希望している人

●基本チェックリストで生活機能が低下していると判断され、介護が必要となる恐れのある人

利用するためには

日常生活に必要な機能が低下していないかを把握するため、基本チェックリストの質問に答えただき、利用可能か判断します。下記の相談窓口にご相談ください。

一般介護予防事業

同事業は、どなたでも利用できます。市内各地区において、市民による介護予防教室が開かれています。

「基本チェックリストに該当しなかったが不安」「健康で居続けたい」と思う人は、地元の教室に参加し、楽しく健康づくりに取り組んでみませんか？

教室への参加を希望する場合は、高齢者支援課までお問い合わせください。

■相談窓口

●高齢者支援課

☎0537-851118

●地域包括支援センター

☎0537-851167

